

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農地整備課	整理番号	1-1
許認可等の種類	土地改良財産の他目的使用の承認			
根拠法令条例等・条項	土地改良財産の管理等に関する規則第6条			
許認可等の概要	土地改良財産を他の目的に使用し、又は使用させる場合の承認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】 土地改良財産の管理等に関する規則第7条 前条の規定による承認は、当該他目的使用が当該管理受託財産の本来の用途又は目的を妨げないものであつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行なうものとする。 (1) 管理受託者において土地改良事業の付帯事業の用に供するとき。 (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するとき。 (3) 運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することが必要やむをえないと認められるとき。 (4) 土地改良財産の効用が増すと認められるとき。 (5) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用するとき。 (6) 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要やむをえないと認めるとき。</p> <p>土地改良財産の管理及び処分に関する取扱要領第8条 管理委託財産の他目的使用の承認は、規則第7条に規定する基準に適合するものに限り、5年以内の範囲内で行うものとする。ただし、市町村が設置する永久橋など規則第8条第1項ただし書の規定に該当する他目的使用については、30年以内の範囲内で承認できるものとする。</p> <p>2 規則第7条第6項に規定する知事が特に必要やむを得ないと認めるときは、概ね次の各号に掲げる他目的使用をしようとするときとする。 (1) 当該土地改良事業の施行の際に締結された用地買収等に係る契約の条件として所長が認めた他目的使用 (2) 観光開発のため必要と認められる観光事業の用に供する他目的使用であつて、利害関係者間において競売等をめぐって紛争のおそれがなく、かつ、やむを得ないと所長が認めるもの (3) 住宅の出入りするための通路用の他目的使用であつて、周囲の状況等を勘案して所長がやむを得ないと認めるもの</p> <p>3 所長は、管理受託者が自ら行う他目的使用の承認をしようとするときは、必要な条件を付すものとする。 4 規則第10条第1項に規定する他目的使用に係る契約書の案は、文例2によるものとする。 5 所長は、他目的使用の承認をしたときは、文例3による承認指令書を申請者に交付するものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日			
期間の制定根拠	—			